

# 自家用有償旅客運送自動車（白ナンバーのバス）が路線バスのバス停で乗客の乗降をする場合

## 道路交通法等改正前

駐車可標識を設置する必要がある。

### 1 地域公共交通会議等での関係者の合意・決定



### 2 公安委員会による意思決定

交通規制（整理・禁止・制限・指定）を定めるの件	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定による交通規制を次のとおり定める。	
	令和2年07月02日
	鳥取県公安委員会 委員長 小谷 文夫
規制第27 駐車可	
路線名	一般国道53号
区間	鳥取県鳥取市国安210番3先から10メートルまでの間
延長（メートル）	10
対象	大和ふれあいタクシーに限る
時間	終日



### 3 標識設置工事（道路占用許可の申請が必要）



※道交法の運用上、現行のままで問題はないことから、しばらくの間は交通規制・規制標識はそのままとするが、標識を管理し続ける必要があるため、関係者の合意を得て新方式に移行した上で、規制の廃止、標識の撤去を行う。

## 道路交通法等改正後

**1 関係者の合意**（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについての合意）

（関係者）

- 乗合自動車等を使用する者（運行事業者）
- 公安委員会
- 都道府県知事又は市町村長
- 地方運輸支局
- 公安委員会が関係ある者として認める者（道路管理者・住民）

※地域公共交通活性化会議の場等を活用



### 2 合意書の作成

記載事項

- 停留所の名称
- 駐停車する車両の範囲
- 交通安全上必要となる事項

（様式例）

令和〇年〇月〇日	
〇〇株式会社代表取締役	〇〇〇〇
〇〇県公安委員会委員長	〇〇〇〇
〇〇市長	〇〇〇〇
〇〇運輸局長	〇〇〇〇
<p>〇〇市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、</p> <p>〇〇市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称</p> <p>2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲</p> <p>3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項</p>	



### 3 公安委員会による公示

- 公示の他に、合意の内容を停留所等に掲示すること等を行い
- 他の車両の駐停車違反を誘発しないこと
  - 乗合自動車の定時制を失わないこと
  - 交通渋滞を発生させないこと等を行っていく必要がある。